

頁	行	変更前	変更後		
28	下から12行目	(1)から(3)までの	(1)及び(3)の		
58	下から12行目 ～ 下から2行目	(3) <u>免許証の訂正</u> …… (従 49) (4) <u>免許証の再交付</u> 無線従事者は、免許証を汚し、破り、又は失ったために	(3) <u>免許証の再交付</u> 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために		
59	4行目～ 7行目	② 写真1枚 ③ ……… ……… (従 50) (5) <u>免許証の返納</u>	② 写真(定められた条件のもの) 1枚 ③ 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。) (従 50) (4) <u>免許証の返納</u>		
71	1行目の次	<右のとおり追加する。>	注： <u>無線検査簿については、国が開設する一部の無線局を除いて、その備付けを省略できることになっている。</u>		
	9行目～ 14行目	② <u>電波法及び……</u> ……… 上記③及び④の書類は、	② <u>無線局の免許の申請書の添付書類の写し</u> ③ <u>工事設計書等の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し</u> 上記②及び③の書類は、		
	下から10行目	その書類	その記録		
	下から8行目	注 2 抜粋	注 1 抜粋		
74	3行目～ 6行目	③ <u>その他の無線局</u> ア 上記②…………… ………実施状況	③ <u>非常局</u> ア 上記②のアに掲げる事項 イ 法74条第1項に規定する通信(6.6参照)の実施状況の詳細及びこれに対する措置の内容		
	7行目～ 11行目	エ 空電, ……… キ	<簡条書きの記号「エ」、「オ」、「カ」、「キ」をそれぞれ「ウ」、「エ」、「オ」、「カ」に繰り上げる。>		
86	表 下から7行目	25kHzのもの)	25kHzのもの)、 <u>簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置</u>		
92	表 ③の2の欄	<右のように改める。>	③の2 <u>船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置</u>	40	30
93	表 ⑫の欄	⑫	⑫		
	表 ⑬の欄	⑬ その他の送信設備	⑬ その他の送信設備	20	50
	表 ⑪の欄の次	<右のとおり追加する。>	⑫～⑮ (その他の方式の携帯無線通信を行う無線局の送信設備：省略)	(省略)	(省略)
111	5行目	(5),(6)又は(7)	(4),(5)又は(6)		

頁	行	変 更 前	変 更 後		
127	下から 3 行目 及び 下から 2 行目	⑤ 特定船舶局 <u>空 中線電力……………</u> <u>(免 4-2⑥)</u>	⑤ 特定船舶局 <u>無線電話, 遭難自動通報設備, レー ダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備と して総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置す る船舶局(国際航海に従事しない船舶の船舶局に限 る。)</u> <u>(施 34 の 6①)</u>		
129	1 行目 及び 2 行目	<u>船舶の船名, 位置, ……</u> <u>…機能を有するもの</u>	<u>船舶の船名その他の船舶を識別する情報, 位置, 針路, 速度その他の自動的に更新される情報であって航行 の安全に関する情報及び目的地, 目的地への到着予定 時刻その他の手動で更新される情報であって航行に 関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との 間において自動的に送受信する機能を有するもの</u> <u>注: 簡易型船舶自動識別装置は, 船舶を識別する情報及び 自動更新される航行の安全に関する情報のみを自動的に送受 信するものである。</u>		
	13 行目の次	<右のとおり 追加する。>	⑥の 2 <u>搜索救助用位置指示送信装置 遭難自動通報 設備であって, 船舶が遭難した場合に, 船舶自動識 別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示器上に その位置を表示させるための情報を送信するもの</u>		
131	10 行目	搜索救助用レーダー トランスポンダ	搜索救助用レーダートランスポンダ又は <u>搜索救助用 位置指示送信装置</u>		
133	(2)の表 2 欄目	船舶自動 識別装置	<u>F2B ……</u> <u>送受信</u>	船舶自動識別装置又 は簡易型船舶自動識 別装置	<u>F2B 電波 156.525MHz*並びに F1D 電 波 161.975MHz 及び 162.025MHz の送 受信 (*: 簡易型は, 送信不要)</u>
134	上部の表 2 欄目の次	<右のとおり 追加する。>	搜索救助用位置指 示送信装置	<u>F1D 電波 161.975MHz 及 び 162.025MHz の送信</u>	
143	8 行目	印字が	印字又は映像面への表示が		
	12 行目～ 14 行目	<u>F 1 D 電波を……………</u> <u>無線設備は, 次に掲</u>	船舶局に備える船舶自動識別装置は, 次に掲		
144	3 行目及び 4 行目	⑭ <u>船舶を識別……………</u> <u>関連情報を送信する</u>	⑭ <u>船舶の静的情報(船舶を識別する固有の情報), 動 的情報 (船舶の動きに関する情報で航海中に自動的 に更新されるもの) 及び航行関連情報 (航海中に手 動で更新する情報) を送信する</u>		
148	下から 4 行目	② <u>電波法……………集録</u>	<削除> (③～⑪を②～⑩に繰り上げる。)		
179	下から 15 行目	レーダートランスポ ンダの通報又は	レーダートランスポンダの通報, <u>搜索救助用位置指示 送信装置の通報又は</u>		
	下から 11 行目				
195	2 行目	平成 20 年 8 月 1 日	平成 22 年 2 月 1 日		
	4 行目	情報流通政策課	情報通信政策課		
	19 行目 及び 20 行目	衛星放送課 <u>地域放送課</u>	衛星・地域放送課		